

平成31年3月29日

研究者 各位

副学長(研究・情報) 高井 章

「名古屋議定書」に関する日本人の海外での拘束ニュースについて（注意喚起）

2019年3月15日に、エクアドルにて日本人男性が昆虫等の標本を違法に国外に持ち出そうとした疑いで、同国の環境犯罪違反容疑で拘束され、出国禁止となる事案が発生しました。

本国の名古屋議定書の批准に伴い、海外の遺伝資源を入手し、利用する際には「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS：Access and Benefit-Sharing）」の原則に従うことが国家指針として定められています。

海外の遺伝資源を利用する際には、指針及び相手国の法令等を遵守し、適切に対応願います。

#### 参考

##### 【本国の相談窓口】

- ・ 国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム  
[http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs\\_tft/](http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/)

##### 【学内の相談窓口】

- ・ 研究支援課 研究協力係（ABS 指針、セミナー資料等を掲載しています）  
<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/kenkyus/abs.html>

担当：研究支援課研究協力係 吉見、佐野  
電話：外線 0166-68-2187 内線 2241, 2187  
e-mail：rs-kk.g@asahikawa-med.ac.jp